

令和3年度 第7回香取市農業委員会総会議事録

令和3年10月6日

10月6日(水)香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について
日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
日程第5 議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について
日程第6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第7 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第8 報告第3号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外に関する届出について
日程第9 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は17名で、その氏名は下記のとおり

2番	平	川	君	子	3番	石	橋	清	勝	
4番	鈴	木		清	5番	篠	塚	正	則	
6番	遠	藤		宏	7番	寺	島	美	幸	
8番	片	野	壽	夫	9番	海	老	澤	武	
10番	富	澤	克	彦	11番	飯	森		孝	
12番	高	松	多	可	史	13番	鵜	澤	幹	司
14番	菅	谷	樹	雄	15番	林		藤	江	
17番	大	堀		潔	18番	栗	林	利	男	
19番	伊	藤		寛						

1. 欠席委員は1名、その氏名は下記のとおり

1番 林 浩

事務局職員出席者

事務局長 椎 名 正 志
農地班長 滑 川 典 文
主 査 高 橋 亮 太 郎

管理班長 石 毛 明 子
主 査 玉 造 浩 之

開会 午後 2時58分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、17名です。欠席委員は、1番 林 浩委員でございます。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、令和3年度第7回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、5番 篠塚正則委員、13番 鶴澤幹司委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第9 報告第4号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農

地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。令和3年10月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明いたします。

ページは、1ページから2ページで、整理番号は1番から4番です。

整理番号1番、譲受人が農業経営の安定化を図るためであります。

権利の内容は、売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号2番、3番は譲受人が農業経営の規模拡大を図るためであります。

権利の内容は、売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号4番は、譲渡人が農業経営の規模縮小のため、売買により所有権移転を受けるものです。

以上、4件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第5班 班長 高松多可史委員。

12番高松委員 去る、9月28日、火曜日午後1時30分より市役所301会議室において、第5班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の案件は4件であります。

案件については、書類および写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明お願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、4番 鈴木 清委員。

4番鈴木委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

鈴木推進委員には、電話で連絡しております。

この申請は、譲渡人が相続にて取得したものの農業経営を行っていないため、農地を処分したい意向があり、譲受人は自宅から近距離である農地を取得し、農業経営の安定化を図り

たい意向があり売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号2番について、5番 篠塚正則委員。

5番篠塚委員 整理番号2番について、芹川推進委員と現地調査を行った結果を説明いたしま

す。
この申請は、譲受人が自作地の隣接農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号3番について、7番 寺島美幸委員。

7番寺島委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

飛ヶ谷推進委員には、電話にて説明しております。

この申請は、譲渡人が農業経営を廃止し農地を処分したい意向があり、農地所有適格法人である譲受人が農業経営の規模拡大を図り農地を取得するため、売買による所有権移転の協議が整ったものです。

これまでの営農状況から、所有権移転後は良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号4番について、14番 菅谷樹雄委員。

14番菅谷委員 整理番号4番について、宇井推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請の譲渡人は農業経営の縮小のため、農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

譲受人は、〇〇在住で3町歩を超える経営面積を営んでおり、通作距離および通作時間は効率的な利用が可能となる範囲と考えられます。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。令和3年10月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは、3ページで、整理番号は1番です。

整理番号1番、建売分譲住宅用地から専用住宅用地への事業計画の変更の申請です。

なお、整理番号1番は、総会議案5ページの農地法第5条議案第3号整理番号5番と関連案件となります。

以上、1件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第5班 班長 高松多可史委員。

1 2番高松委員 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第5条計画変更承認申請の案件は、1件です。

書類等で審査した結果、申請の用途に供することの確実性については、問題ないとの意見

◎日程第3 議案第3号

議長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下

記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。令和3年10月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは、4ページから6ページで、整理番号は1番から8番です。

整理番号1番、転用目的は、太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられるため、第2種農地に推定されます。

整理番号2番、3番、関連案件で転用目的は工場用地で、権利の内容は2番は所有権移転、3番は使用貸借権設定です。

申請地の農地区分は、第1種農地、不許可例外事由Iに推定されます。

整理番号4番、転用目的は、農作業用倉庫への進入路用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられるため、第2種農地に推定されます。

整理番号5番、転用目的は、専用住宅用地です。権利の内容は、所有権移転です。

なお、整理番号5番は、総会議案3ページの農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請、議案第2号整理番号1番と関連案件となります。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられるため、第2種農地に推定されます。

整理番号6番、転用目的は、専用住宅用地です。権利の内容は、所有権移転です。

申請地の農地区分は、都市計画用途地域内の第一種中高層住居専用地域のため、第3種農地です。

整理番号7番、転用目的は、専用住宅用地です。権利の内容は、使用貸借権設定です。

申請地の農地区分は、都市計画用途地域内の第一種住居地域のため、第3種農地です。

整理番号8番、転用目的は、貸駐車場用地です。権利の内容は、所有権移転です。

申請地の農地区分は、第1種農地、不許可例外事由Iに推定されます。

以上、8件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第5班 班長 高松多可史委員。

1 2番高松委員 議案第3号 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は、8件であります。

書類等で審査した結果、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、5番 篠塚正則委員。

5番篠塚委員 整理番号1番について、芹川推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所は、〇〇〇〇〇〇から〇〇方面へ向かいまして、〇〇〇〇〇を左に曲がりまして〇〇m位行ったら信号の入り口を左に入ります。そして、〇〇m位行ったら〇〇〇がありまして、〇〇〇の裏手になります。

本件は、譲受人は〇〇〇〇〇〇〇〇に所在する太陽光発電事業などを営む法人ですが、小規模な農地のまとまりである申請地を有効活用し、安定収入を得るため太陽光発電施設を設置するものです。

申請地では、埋立て等はいりません。

排水は、雨水のみで敷地内にて自然浸透処理となります。

また、隣接する農地への土砂等の流出を防止するため、敷地内に素堀り側溝を設けます。

なお、申請地は、土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号2番、3番の2件について、6番 遠藤 宏委員。

6番遠藤委員 整理番号2番、3番につきましては関連案件ですので、一括して現地調査等を

行った結果を説明します。

場所は、国道〇〇号線を〇〇〇〇〇〇方面に向かって行きます、〇〇〇〇の一番端になりますね、〇〇〇〇〇〇さんがありまして、その手前〇〇m位の右側になります。

本件は、譲受人は市内で〇〇〇〇事業などを営んでおりますが、取引先の増加に伴い新たな設備等が必要なため、現在ある工場の隣接地である申請地に新たに工場を建設するものです。

申請地では、埋立て等はいりません。

排水は、雨水のみで敷地内で自然浸透処理となります。

また、隣接する農地への被害防除として、境界には土留め板を設けます。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号4番、5番の2件について、8番 片野壽夫委員。

8番片野委員 整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所ですが、国道〇〇号線を〇〇方面に向かいまして、〇〇kmほど行った左手に〇〇〇〇〇〇がありますがその先を左手に入って〇〇mほど行った場所でございます。

本件は、譲受人は市内で農業を営んでおり、現在、農機具倉庫への進入路として幅3mの通路がありますが、所有している大型の農機の通行には狭く、また危険であるため、これを1m拡幅し4m幅の進入路とするものです。

申請地では、埋立て等はいりません。

排水は、雨水のみで敷地内で自然浸透処理となり、隣接する農地とは高低差もなく、土砂等流出の恐れはありません。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しました。

続きまして、整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明します。

本件は、先ほど説明しました議案第2号整理番号1番と同じ場所となります。

譲受人は、現在、家族でアパートに暮らしていますが、手狭となっているため勤務地にも近い申請地に専用住宅を建築するものです。

◎日程第4 議案第4号

議長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。令和3年10月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案については、ページは7ページから76ページで、整理番号は1番から123番です。

議案内容の概要については、付属資料のとおりです。

以上123件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。令和3年10月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案については、ページは 77 ページから 121 ページで、整理番号は 1 番から 19 番です。
議案内容の概要については、付属資料のとおりです。

以上、19 件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 議案第 5 号については、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第 5 号 整理番号 5 番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 5 号 整理番号 5 番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 5 号 整理番号 5 番は、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第 5 号の 5 番を除く 18 件について、審議します。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第 5 号の 5 番を除く 18 件については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第5号の5番を除く18件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 報告第1号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。令和3年10月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は、3件です。

◎日程第7 報告第2号

事務局農地班長 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画(中途解約)の通知があったので報告する。令和3年10月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は、92件です。

◎日程第8 報告第3号

事務局農地班長 報告第3号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外に関する届出について。下記のとおり農地法施行規則第53条の規定に該当したので報告する。令和3年10月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は、1件です。

◎日程第9 報告第4号

事務局農地班長 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。令和3年10月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は、1件です。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時43分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人